

港湾局窓口業務の感染防止対策について（令和3年6月1日から20日まで）

所管課	業務内容	感染防止対策を講じた上での業務執行体制	連絡先
庶務課	海難の届け出に対する証明の手続き業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話 (044-200-3049) ・FAX (044-200-3981) ・メール (58syomu@city.kawasaki.jp)
庶務課 (技術監理担当)	浮島指定処分地建設発生土受入申込手続	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話 (044-200-3056) ・メール (58syomu@city.kawasaki.jp)
	浮島指定処分地搬入関係 【建設発生土及び浚渫土砂の搬入業務】	通常通り継続	
経営企画課 (制度班)	臨港地区内での構築物の規制(行為の届出)処理及び相談業務	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話 (044-200-3073) ・メール (58keiki@city.kawasaki.jp)
港湾管理課 (管理班)	・水域占用許可 ・ふ頭用地使用許可 ・行政財産の許認可	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、窓口・電話・メールによる対応	・電話 (044-287-6024) ・メール (58koukan@city.kawasaki.jp)
港湾管理課 (技術審査班)	港湾管理課管理班の許認可業務に伴う技術審査	上記(港湾管理課管理班)に付随	上記(港湾管理課管理班)に付随
港営課 (配船班)	配船業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話 (044-287-6037) ・FAX (044-270-5501) ・メール (58kouei@city.kawasaki.jp)
港営課 (船舶調整班)	船舶調整業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話 (044-287-6033) ・FAX (044-270-5501) ・メール (58kouei@city.kawasaki.jp)
港営課 (ふ頭管理班)	荷さばき地・船舶給水・その他港湾施設の許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話 (044-287-6028) ・FAX (044-287-6038) ・メール (58kouei@city.kawasaki.jp)
港営課 (環境管理班)	港湾環境整備施設の使用許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話 (044-287-6034) ・FAX (044-287-6038) ・メール (58kouei@city.kawasaki.jp)

※港湾局窓口業務については上記一覧のとおり、これまでの執行体制から変更ありません。